

公益財団法人沖縄県産業振興公社 専門家派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 創業者や様々な経営課題(経営、資金、人材、情報化等)の解決に取り組む県内の中小企業者(以下、「中小企業者」という。)に対し、民間の専門家を派遣し、適切な診断・助言を行うことにより、経営課題の解決を図り、創業者や中小企業者の成長と発展を促進することを目的とする。

(事業内容)

第2条 中小企業者に対し、公社に登録された専門家の派遣を行う。

(専門家派遣の実施)

第3条 診断・助言を希望する中小企業者は、公益財団法人沖縄県産業振興公社(以下、「公社」という。)に専門家派遣申請書(様式1)を提出しなければならない。

- 2 公社は、中小企業者から提出された専門家派遣申請書等の内容を検討し、対象企業及び専門家を選定する。
- 3 選定された中小企業者は、公社からの承認書を受領後、専門家派遣実施計画書(様式2)を作成し、公社に提出するものとする。
- 4 専門家は、専門家派遣実施計画書のもと、効果的な診断・助言を行うものとする。その場合、中小企業者の代理・代行業務をしてはならない。
- 5 1回の専門家派遣にかかる診断・助言時間は、3時間から4時間程度とし、利用できる専門家の派遣回数は、当該年度あたり5回を上限とする。

(専門家の登録)

第4条 公社は、専門家登録申請書(様式4)に基づき専門家の登録申請を受け付ける。

- 2 公社は、専門家登録申請書及び面談等により登録審査を行い、審査を通過した者を登録する。
- 3 専門家は、登録事項に変更が生じた場合、速やかに専門家登録申請書(様式4〔変更〕)を公社に提出しなければならない。

(専門家の登録抹消)

第5条 公社は、前条により登録した専門家が下記の行為をした場合、登録を抹消することができる。

- (1) 専門家登録抹消届出書(様式5)を提出した場合
- (2) 専門家登録申請書の記載内容に虚偽が判明した場合
- (3) 本要綱で定めた謝金額を遵守しない場合
- (4) 実施報告書に虚偽を記載した場合
- (5) 専門家登録から3年を経過しても派遣実績がない場合もしくは専門家としての派遣実績が前回の派遣実施日から3年を経過した場合
- (6) その他、公社が専門家としてふさわしくないと認めた場合

(専門家の守秘義務)

第6条 専門家は、派遣を引き受けることにより知り得た中小企業の機密情報を漏洩してはならないとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。

(専門家謝金)

第7条 専門家の謝金は、1回の派遣につき37,500円(消費税等を除く)とする。

2 専門家謝金の3分の1は、専門家派遣を受けた中小企業者の負担とする。

(専門家旅費)

第8条 専門家の旅費は、公社の旅費規定に準じて支給する。ただし、県内移動における車賃、鉄道運賃は支給の対象としない。

2 専門家旅費の3分の1は、専門家派遣を受けた中小企業者の負担とする。

3 ただし、県内及び県外の専門家が離島の中小企業者に派遣される場合、本島と離島間の旅費は、原則公社の負担とする。

(報告書の提出)

第9条 専門家の派遣を受けた中小企業者及び専門家は、専門家派遣終了後、実施報告書(様式3)または業務報告書(様式6)を速やかに公社に提出するものとする。

(事業評価)

第10条 公社は、一定期間経過後に専門家派遣を受けた中小企業者に対してアンケート調査やヒアリング等を行うことより、事業効果を把握するとともに必要に応じて事後評価委員会を開催し、フォローアップを行うものとする。

附 則

- 1 この要綱に定めるほか、事業の運営に必要な事項は公社の理事長が定めるものとする。
- 2 この要綱は、平成12年5月11日から施行する。
- 3 この要綱は、平成17年4月25日から施行する。
- 4 この要綱は、平成22年6月18日から施行する。
- 5 この要綱は、平成24年4月2日から施行する。
- 6 この要綱は、平成27年3月30日に施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 7 この要綱は、平成28年2月10日から施行する。
- 8 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成29年4月3日に施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 10 この要綱は、平成29年10月2日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

(別表) 様式一覧

様式 1	専門家派遣申請書
様式 2	専門家派遣実施計画書
様式 3	実施報告書 (企業用)
様式 4	専門家登録申請書
様式 5	専門家登録抹消届出書
様式 6	業務報告書 (専門家用)